

キャリア・コンサルタントの養成・活用に向けた取組みについて

(1) 趣旨

個人の自主的なキャリア形成の取組を支援する観点から、キャリア・コンサルタントを養成・活用することにより、職業能力開発等に関する総合的な相談機能を強化することとする。

(2) キャリア・コンサルティング実施に必要な能力の体系化

- イ キャリア・コンサルティング実施に必要な能力要件（平成14年4月）及び若年者向けキャリア・コンサルティング実施に必要な能力要件（平成16年4月）を策定。
- ロ キャリア・コンサルタントの能力評価のあり方について検討し（平成14年8月）、平成14年11月から、民間機関が実施するキャリア・コンサルタント能力評価試験について、助成対象として指定を開始（平成17年10月現在、10試験を指定）。

(3) キャリア・コンサルタントの養成

イ 養成計画

平成14年度以降、官民合わせて5年間で5万人を目標として養成を推進。（平成16年度末までの累積養成数は、約2万8千人）。

ロ 公的機関における養成

職業能力開発大学校等において、平成14年11月から企業の人事・労務管理担当者等の在職者を中心とした訓練コースを開設（毎年1,100名を養成）。

ハ 民間機関における養成への支援

- ・ キャリア形成促進助成金の活用
- ・ 教育訓練給付制度の活用

ニ 民間機関における取組み

平成16年3月21日、キャリア・コンサルタントの資質確保とキャリア・コンサルティングの普及啓発を目的として、「キャリア・コンサルタント養成講座・能力評価試験実施機関連絡協議会（略称：キャリア協議会）」が発足。

(4) キャリア・コンサルタントの活用

イ 公的機関における活用

平成13年10月以降、(独)雇用・能力開発機構の都道府県センターに設置した「キャリア形成支援コーナー」、ハローワーク等にキャリア・コンサルタントを配置。

→ 全体で約1,300名体制（平成17年度）。

ロ 民間機関における活用

公的機関における活用のほか、民間職業紹介機関や教育訓練機関、企業の人事部門、学校等における活用を促進。